

## 13-7 環境保全措置

### 1 環境保全措置の検討

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う陸生動物への影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討し、どうしても回避・低減が困難な場合は、対象事業の実施により損なわれる環境の価値を代償するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、陸生動物への影響を回避・低減又は代償するための措置として検討する。

また、環境保全措置の検討に当たっては、地域の自然的・社会的特性を十分に踏まえて、何を保護し、どのような影響をどこまで軽減するための保全対策であるかを明確にすることが重要である。

なお、影響の種類や程度によっては、事業計画の抜本的な変更が必要となる場合もある。また、保全水準を達成出来ると判定した場合であっても、より一層の保全対策を講じることが望ましい。

- 改変区域や造成区域の最小化や、縮小、変更などにより、陸生動物の主要な分布地や生息環境として重要な地域への影響を回避・低減する。
- 工法の工夫等により、改変区域周辺の工事による改変量をできる限り抑える。
- 工事の実施に伴う騒音・振動等の低減に努めるとともに、猛禽類等の重要な種が確認された場合には、繁殖期における工事を中止する等、工事工程の調整を行う。
- 事業の実施に伴う水域の水質汚濁による陸生動物への影響を低減するため、土砂流出防止や排水の処理、排水場所の変更などを行う。
- 構造物等により、動物の移動経路を分断する場合は、対象動物に応じた移動路を確保する。ただし、その場合、現況の移動経路の状況の詳細な調査、対象動物が利用しやすい構造の検討を行う。利用しやすい構造の検討に当たっては、類似事例の調査や移動実験等により、利用が可能であることを明らかにする。
- 改変した水辺等について、現在の自然の状態に近い形態での整備を行う。
- 事業の実施に伴う照明による動物への影響を生じないように、照明器具の改良や照明設備の設置に配慮する。
- 両生類や水生動物などの生息条件として地下水や湧水が重要な意味を持つ場合、地下水位や湧水量に著しい影響を与えるような構造物の建設や工事等を避ける。
- 事業区域内を植栽及び緑化を行うことにより、減少した生息環境を修復する。
- 工事中及び供用後において、ごみの放置、不適切な管理等による野生生物への影響を生じないようにする。
- 重要な種の生息地の改変が避けられない場合は、動物の個体を他の場所へ移設・移植する。
- 対象事業の実施により、重要な種の生息環境が損なわれるような場合には、量的な面に加え、質的な検討を行い、新たな陸生動物の生息環境の確保又は創出をする。

また、具体的な保全対策の考え方を表13-13に示す。

表13-13 保全対策の例

保全対策	概 要						
保全緑地の確保	<p>保全対象の域内保全を図るものであり、動物に関する保全対策の中では、期待される効果の最も高いものである。</p> <p>ただし、面積を確保すればよいというものではなく、地域の自然的・社会的特性及び当該保全対象の生態等を勘案して、環境の連続性等を確保する必要がある。また、保全対象の生息環境が植生遷移の途中段階にある場合には、保全対策を講じた後の管理体制を含めて検討することが特に重要となる。</p> <p>〈地域の自然的・社会的特性に応じた保存緑地率の考え方〉</p> <table border="1" data-bbox="362 703 1216 831"> <tr> <td>保存緑地率</td> <td>大きい ←————→ 小さい</td> </tr> <tr> <td>地域類型</td> <td>山地自然地域—里地自然地域—平地自然地域</td> </tr> <tr> <td>自然性</td> <td>高い ←————→ 低い</td> </tr> </table>	保存緑地率	大きい ←————→ 小さい	地域類型	山地自然地域—里地自然地域—平地自然地域	自然性	高い ←————→ 低い
保存緑地率	大きい ←————→ 小さい						
地域類型	山地自然地域—里地自然地域—平地自然地域						
自然性	高い ←————→ 低い						
保全施設の設置	<p>巣箱、移動用の橋梁、魚道等の人工的な保全施設の設置により、保全対象の域内保全を図るものである。</p>						
工事期間の変更	<p>ワシタカ類の繁殖地が事業地に近接しており、工事中の騒音や作業員の出入りが繁殖等を妨げるおそれがある場合等に導入される保全対策である。イヌワシのような大型の鳥類等に適用する場合は、繁殖期間がかなり長期間にわたり、地域差もあるため、当該地域での繁殖期間を的確に推定することが重要である。</p>						
類似環境への保全対象の移植	<p>保全対象事業地内外の他の場所へ移植するものである。この保全対策の検討に当たっては、移植先での定着の可能性に十分留意する必要がある。特に、移植先の生息密度が飽和又は安定的な状態にあるときや、生息水域の水質が大きく異なる又は休息の場所が不足しているときなどのように、移植先が新たな生息環境としての適正な条件を満たしていない場合には、当然ながら移植の効果は期待できない。</p>						
生息環境の創造	<p>適正な生息環境がなく、保全対象の生息環境を人為的に創造することによりその生息を維持しようとする保全対策である。この保全対策の検討に当たっては、保全対象の生態や個体数等を踏まえて創造しようとする生息環境の質や面積、機能するまでの当該保全対象の生息確保等に十分留意する必要がある。</p> <p>(例) 人口干潟の整備、人口蚕卵床の整備</p>						